

育成センターだより

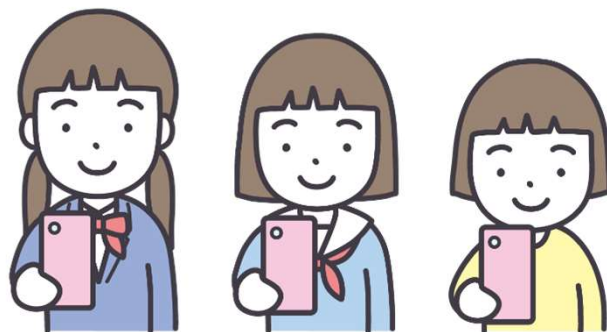
令和7年11月 No.93

発行／厚岸町教育委員会青少年育成センター（電話0153-67-7700）

スマホやネットは、 ルールを決めよう！

お子さんがスマホ、タブレット、通信機能付きのゲーム機を使うようになったら、保護者と本人が話し合ってお互いが納得するルールを決めましょう。

ルールは年齢に応じて見直し、お子さんを犯罪から守るためにフィルタリングをしましょう。



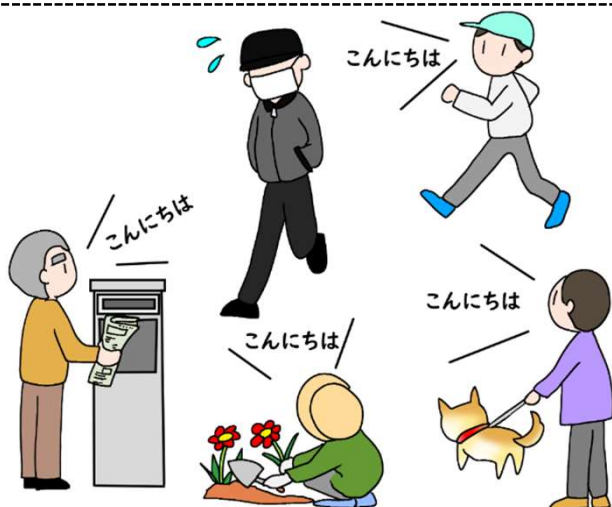
年齢に応じてルールやフィルタリングを見直しましょう。

オンラインカジノは 犯罪です！

海外のサイトも、日本で利用したら犯罪です！

オンラインカジノにアクセスしてお金（現金・電子マネー）を賭（か）けることは「賭博（とばく）」で、犯罪です。

スマホで気軽にゲーム感覚で遊んでいるつもりでも、もしかしたら犯罪かも？と考えてみてください。



地 域 で す す め る

あいさつ声かけ運動

地域における声かけは
最大の防犯対策になります。

犯罪を行おうとする人は、地域のあいさつや声かけによって、「ここでは犯罪をやめよう」と思うことが多いと言われています。

巡視補導活動をしています

厚岸町では、各学校の先生方のご協力を得ながら、町内市街地の巡視補導をしています。青色回転灯のついた車で巡回しています。



令和7年度専任補導員

厚岸小学校 梅村聡子先生、紺野早希先生
真龍小学校 栗原秀明先生、松村敏樹先生
厚岸中学校 河合由美先生、西村真琴先生
真龍中学校 大島マリア先生、千葉太郎先生
厚岸翔洋高等学校 中川雅晴先生、佐野理美先生

桜・牡蠣まつりなどの行事では、厚岸警察署
少年補導員の協力で、会場や周辺の巡視を
行っています。



18歳から成人に

～成人になったら気をつけること～



18歳になると、親の同意がなくても、ひとりで契約できるようになります。

できない 18歳で成人 できる



18歳になったら できること

<例>

- ・携帯電話の契約
 - ・アパートの部屋を借りる
 - ・クレジットカードを作る
 - ・ローンを組んで、大きな買い物をする
- (支払能力によりクレジットカードが作れない場合やローンを組めない場合があります。)

20歳になるまで できないこと

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券)の購入

17歳までは未成年なので、さまざまな契約には親など法定代理人の同意が必要です。

もし、同意を得ずに契約した場合は、契約を取り消すことができます。(未成年者取消し)(なお、未成年の場合でも、お小遣いの範囲の額での契約や、自分が成年であると偽って契約した場合は、「未成年者取消し」ができません。)

18歳で成人になると、親の同意なしで、ひとりで契約できるようになりますが、未成年のように契約を取り消すことができなくなります。

一度、契約が成立すると、合意した内容をお互いに守らなければなりません。

契約した内容と違うことをしたり、一方的な都合で無条件に解消することはできません。

世の中にはさまざまな契約がありますが、その中には、若い人をターゲットにする悪質な業者もあります。

契約するときはどんなに面倒でも、契約の内容をきちんと理解することが大切です。

その場で全部読めないときはいったん持ち帰る、ネット通販の場合は時間をかけてじっくり読む、電話の場合は安易に返事をしないようにしましょう。

(口頭でも契約は成立します。)

広報あっけし10月号折り込みの「気をつけて！悪質商法・詐欺のこんな手口」に、さまざまなケースが載っています。
被害に遭わないよう、参考にしましょう。

インターネットの ニセ広告にご注意！

有名人や芸能人が投資を勧めていたり、勉強会やセミナーなどのSNSのグループに誘導するような広告は、ニセ広告の可能性があります。

インターネット上のニセ広告にだまされて、投資詐欺の被害にあう事件が全国的に増加しています。

「未公開株」「投資セミナー」「利益が出る」といった言葉には注意しましょう！

悪質商法や詐欺に困ったときは、
一人で悩まず相談を

厚岸町役場消費生活相談窓口

(電話52-3131 観光商工課商工雇用係／
平日8時30分から17時15分まで)

消費者ホットライン

(電話188)

土・日・祝日／10時から16時まで



闇バイトは犯罪です！

警察相談専用電話
#9110



ネットで好条件のバイトを見つけたり・・・



そのバイト大丈夫？

知り合いに「簡単な仕事」と誘われたり・・・



闇バイトでは、若い人をアルバイトに見せかけて誘い込み、「受け子」「かけ子」「実行役」といった、重い犯罪に巻き込みます。

身分証や免許証などを渡して個人情報や家族の情報を知られてしまい、闇バイトをやめようと思っても暴言や暴力で脅されて追い詰められるのが特徴です。

最初は荷物を運ぶような簡単な仕事でも、次は窃盗、強盗と、エスカレートするケースもあります。

強盗致傷罪は、無期または6年以上の懲役。「あやしい」「まずい」「どうしよう」と思ったら、勇気を出して、すぐに警察に相談してください！

警察相談専用電話
#9110

やみ闇バイトだと気づいたときにはもう遅い...？
いいえ!!
おそ遅くありません!



けいさつそうごんダイヤル #9110 またはお近くの警察署までご相談ください

第75回「社会を明るくする運動」及び 令和7年度「青少年の被害・非行防止 道民総ぐるみ運動」 事業のご報告

「社会を明るくする運動」は法務省が主唱し、犯罪や非行を防止し、新たな被害者も加害者も生まない、安全で安心して暮らすことができる明るい地域社会を築くこと、犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えることを目的としています。

また、「青少年の被害・非行防止道民総ぐるみ運動」は、青少年を犯罪の被害から守り、非行を防止することを目的としています。

厚岸町では、この2つの運動を一体的に推進するために、令和7年9月18日に、厚岸情報館において「セレモニー」を開催しました。



セレモニーでは、実施委員長・厚岸警察署長のあいさつ、内閣総理大臣・北海道知事の各メッセージが披露されました。

続いて厚岸小学校6年の菊地璃子さん、真龍小学校6年の米澤壱咲さんが「いじめ防止」、太田中学校3年の佐藤芽衣さんが「あいさつ・声かけ運動」、厚岸翔洋高校2年の塚田翔稀さんが「薬物乱用防止」「交通安全」について、それぞれ宣言を行いました。

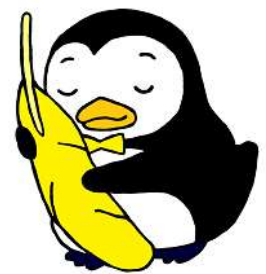
児童生徒の宣言の後は、警視庁作成の闇バイト防止啓発動画「受け子・出し子」を鑑賞し、犯罪のない社会づくりへの思いを新たにしました。

10月14日には、イオン厚岸店前とフクハラ厚岸店前で啓発グッズを配布し、町民へ明るい社会づくりを呼びかけました。



「社会を明るくする運動」とは？

すべての人が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りに関して理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。



更生ペンギンのホゴちゃん

～犯罪や非行を防止、
立ち直りを支える地域のチカラ～